

## 監 査 公 表

静岡市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表する。

平成28年3月4日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

### 記

#### 1 平成26年度包括外部監査（委託契約の事務の執行について）

(1) <学校給食用物資購入事務及び小・中学校給食補助業務>学校給食の安全検査について〔学校給食課〕

##### 【指摘事項】

学校給食の安全検査については、市が管理しているが、業務仕様書には、具体的な検査内容が記載されていないため、市と学校給食会との役割分担が不明確となっている。

食品の安全検査については、「良質かつ新鮮な食材の選定を行うこと」という包括的な文言ではなく、個別具体的な検査内容を記載することにより、学校給食会の役割を明確にしておくことが必要と考える。

##### 【措置の状況】

学校給食の安全検査については、平成27年度の委託契約において業務仕様書を見直し、「年2回以上残留農薬等の検査を実施すること。なお、当検査は学校給食用食材の中から抽出した2種類以上について、各1回以上行うものとする。」と具体的に検査内容を記載し、給食会の役割を明確にしました。（学校給食課）

(2) <駿府浪漫バス運行業務委託>参考見積書の分析について〔観光交流課〕

##### 【指摘事項】

担当課の「他の課でどのような対応をしているか分かりませんが、当課ではそのような分析を行っておりません。」という回答を見る限り、参考見積書の内容について、担当課が十分なチェックを行っているとは言えない。

この業務は単独随意契約であり、競争原理が働かない契約である。マニュアルに記載のとおり、参考見積書の内容については、相手方から数値による説明等を求めるな

どの方法により、可能な限りチェックを行う必要がある。

#### 【措置の状況】

人件費等の数値について、静岡県の公共労務単価と比較し、また、受託者に説明を求め、通常の範囲内であることを確認しました。

今後も翌年度の積算をする際に、人件費を静岡県の公共労務単価と比較するとともに、他都市の類似事業の積算状況等も調査し、適正な積算金額を決定していきます。(観光交流課)

(3) <静岡市駿府城跡観光バス駐車場管理運営業務>前金払いの適用について〔観光交流課〕

#### 【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

#### 【措置の状況】

前金払いについては、「支出方法の特例」とはいえ、地方自治法施行令第163条各号に該当すれば行えるものであるため、すべての前金払いを“例外”として厳格に扱うべきではないと考えています。

また、受託者が外郭団体であるという属性や運転資金の有無をもって、前金払いが直ちに問題になるとは考えていません。

しかしながら、本業務においては内容を精査した結果、業務履行前の前金払いによる必要性が低いと判断したため、一定期間の業務完了後に、同時期までの未履行部分がないことを確認したうえで支払う方法に改めました。(観光交流課)

なお、上記支払方法は、年間分の業務が完了したのち支払う本来の通常払いではなく、解釈によっては、契約期間の途中に委託料等の一部を支払う前金払いに該当するとも言えますが、これまで定期の通常払いとして運用していました。

今回、関係各課において、定期の通常払いは前金払いとして扱わないことや、定期の通常払いにおいて中途解約となった場合の対応等について改めて確認しました。(行政管理課、政策法務課、契約課、静岡会計課)

(4) <静岡市駿府城跡観光バス駐車場管理運営業務>事業報告の内容について〔観光交流課〕

【指摘事項】

本業務において、観光案内等の実施は、重要な業務であると判断できる。しかし、現状、委託業者から受けている月次報告には、駐車場の利用状況・料金徴収に係る事項と施設の運営業務に係る事項が記載されているのみであり、観光案内等についての情報は、何ら記載されていない。

市は、観光振興に役立つ情報を委託者と共有し、実際に今後の観光振興に役立てることができるよう、業務内容の報告を行わせるべきである。

【措置の状況】

管理運営業務受託者と協議の上、平成27年3月分の報告書から、不足していると指摘されていた観光案内の有無及び案内をした人数の項目を報告内容に追加しました。

今年度は、月次報告の際、駐車場の利用状況等とあわせ、観光案内をした人数等の報告も受けています。(観光交流課)

(5) <静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府楽市」使用料徴収業務>委託の理由の具体性について〔産業振興課〕

【指摘事項】

業務を委託する理由として、「利用者の利便性を高め、効率的に事務を進める」ことにつき、具体的には記載されていない。

委託の理由については、より具体的に記載する必要がある。

【措置の状況】

平成27年度「駿府匠宿」使用料徴収業務の委託理由について、下記のとおり具体的な記載を加えました。

「駿府匠宿には指定管理者が設置されており、市職員は常駐していない。そのような状況下では、常駐者である指定管理者に業務を委託する方が、利用者の利便性を高め、効率的に事務を進めることができる。」(産業振興課)

(6) <駿府楽市「特産品展示コーナー」管理運営業務>見積執行の実施時間について〔産業振興課〕

【指摘事項】

この業務の見積執行日時は「平成25年3月25日 午前10時00分」となっている。一方で「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」使用料徴収事務」委託業務の見積執行日時も「平成25年3月25日 午前10時00分」と同一時刻となっている。担当

課に確認したところ、「2件を同時に執行したわけではなく、実際に時間差も生じている」とのことであった。見積結果表は、適切に見積執行が行われたことを証する書面である。

事実にもとづいた適切な記載を行う必要がある。

#### 【措置の状況】

一連の事務が 10 時に開始したため、同じ時刻が記載されているものであり、実際の見積執行に当たっては、委託業務ごとに順番を決めて行っており、問題ないと考えています。(産業振興課)

(7) <駿府楽市「特產品展示コーナー」管理運営業務>事業報告の内容について〔産業振興課〕

#### 【指摘事項】

市へ毎月提出される「駿府楽市「特產品展示コーナー」管理運営業務完了報告書」には、従事者を報告する項目がある。この報告は、市の委託業務と株駿府楽市の固有の業務が合算された報告となっている。

市が、委託業務が適切に履行されていることを確認するためには、本来、委託業務の該当者のみを従事者として報告させるべきである。

#### 【措置の状況】

平成 27 年度報告分から、指摘のとおりとしていきます。(産業振興課)

(8) <静岡市中小企業融資制度受付業務委託>委託の理由の妥当性について〔産業政策課〕

#### 【指摘事項】

委託業務実施伺いには、委託の理由として、「中小企業の経営相談に関する高度に専門的な知識とノウハウを持った専門業者に委託する」と記載されている。しかし、通常の受付業務自体は、必要項目の記入内容の確認がメインとなっており、必ずしも高度で専門的な知識を有している必要はないとのことである。

委託の理由については、実態に合わせた適切な記載に改める必要がある。

#### 【措置の状況】

今回の指摘を受け、平成 27 年度の委託業務実施伺いの委託の理由を下記のとおり利用者の利便性とサービスのワンストップサービス化とする記載に改めました。

「当該、相談・受付業務については、現在、清水庁舎の当課で実施しているところであるが、葵区・駿河区の利用者に近く、かつ、他のサービスと合わせて利用可能な

産学交流センターを実施場所として当該業務を行うことにより、利用者の利便性の向上と中小企業支援のワンストップサービス化を図るとともに、金融・経営等の専門的な相談にも対応するため、中小企業の経営相談等に関する専門的な知識とノウハウ等を有する産学交流センターの指定管理者に委託するものである。」（産業政策課）

（9）<静岡市中小企業融資制度受付業務委託>前金払いの適用について [産業政策課]

**【指摘事項】**

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

**【措置の状況】**

（3）【措置の状況】と同じ。（産業政策課）

（10）<静岡市日本平動物園園内管理業務>委託の理由について [日本平動物園]

**【指摘事項】**

委託業務実施伺いには、「本業務は定型的な管理業務」であることが、この業務を委託する理由として記載されている。しかし、業務の実施伺いや仕様書には、園内管理業務の1つとして、「入園者誘致及び教育普及事業に係る各種事業の共同開発・実施」と明記されている。この委託業務を全体で捉えた場合に「本業務は定型的な管理業務」と言い切ることは困難である。

「本業務は定型的な管理業務」であるとする、現状の委託の理由は不適切であると考える。委託の理由を適切な表現に改めるべきである。

**【措置の状況】**

日本平動物園園内管理業務は、入園者に対する売改札、駐車場運営、遊戯施設管理、園内清掃のほか、入園者誘致や教育普及事業等からなっています。

当該業務を管理業務として、包括的に委託しているのは、来客者に対し、入園からお帰りいただくまで、一体的なおもてなしをすることで、動物園で一日安心して過ごしていただきたいという観点からです。

また、災害時等における緊急対応についても、包括的な委託というメリットを活かし、迅速な対応ができると考えています。

日本平動物園と動物園協会が車の両輪となって魅力ある動物園運営を引き続き行つ

ていくため、今後も、包括的に委託していきます。（日本平動物園）

(11) <静岡市日本平動物園園内管理業務>前金払いの適用について [日本平動物園]

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

(3) 【措置の状況】と同じ。（日本平動物園）

(12) <静岡市日本平動物園園内管理業務>積算金額の算定根拠について [日本平動物園]

【指摘事項】

積算作成過程の中で、担当課には、大まかな数値の積算書しか資料が残っていない。すなわち、積算金額のうち、個別の項目の数値に結び付き、算出根拠の明細となる資料は存在していない。

積算は、予定価格決定や契約締結の根拠となるものである。その数値の算出根拠を詳細に記載した積算書の作成を行うべきである。

【措置の状況】

今後は、算出根拠を詳細に記載した積算書を作成します。（日本平動物園）

(13) <静岡市日本平動物園園内管理業務>仕様書に基づく積算書の作成について [日本平動物園]

【指摘事項】

現状の積算は、動物園協会が作成した予算要求明細書の所要経費がベースとなっているため、標準的な経費水準との関係がわかりにくい状態となっている。現状の積算方法を改め、仕様書に基づいた積算を行う必要がある。

【措置の状況】

今後は、参考見積書や過去の実績、市場の状況等を総合的に勘案したうえで、仕様書に基づいた積算を行います。（日本平動物園）

(14) <静岡市日本平動物園園内管理業務>業務の発注形態について [日本平動物園]

【指摘事項】

現時点では、委託料削減の観点から、業務の発注形態を検討することは行われていない。仕様書に基づく積算を行うことによって、こうした観点からの検討も可能になると考えられる。市の財政負担の軽減化、日本平動物園の全体的な事業効果の向上と来園者へのサービスの維持向上を両立させるためにも、業務の発注形態について、検討する必要があると考える。

【措置の状況】

上記（10）に記載のとおり、今後も包括的な委託により、動物園を運営していくため、発注形態については、現状のままとします。（日本平動物園）

(15) <静岡市日本平動物園園内管理業務>委託料の積算と実績との比較について [日本平動物園]

【指摘事項】

現状では、委託業務の終了時点において、市の積算と動物園協会の経費実績との比較分析は行っていないということである。

市の積算と前年実績との比較分析を行い、翌年度の積算を厳しく行うことが、委託料の削減に直結すると考えられる。本業務の委託料について、積算と実績の比較分析を行う必要がある。

【措置の状況】

上記（13）に記載のとおり、積算にあたっては、参考見積や過去の実績、市場の状況等を総合的に勘案したうえで、客観的な積算を行っていきます。（日本平動物園）

(16) <静岡市日本平動物園園内管理業務>市が委託する業務と受注先が行う独自業務との区分について [日本平動物園]

【指摘事項】

委託業務の内容として、市が委託している「各種イベント」と協会が「公益目的事業」として独自に行う「各種イベント」との区分は明確ではない。

市が委託すべき業務と協会独自の業務を明確に区分するためにも、仕様書等の内容をより詳細に記載することにより、業務の範囲を明確化する必要がある。

【措置の状況】

市が動物園協会に委託している事業としては、例えば、春の動物園まつりにおけるプロモーションなどであり、市と協会の事業区分は明確になっています。

しかしながら、仕様書の内容が一部、分かりづらい内容となっていたため、詳細に記載しました。(日本平動物園)

(17) <長沼遺跡発掘調査業務>特記仕様書の虚偽記載について [歴史文化課]

**【指摘事項】**

この委託業務では、契約書の締結時点において、表土掘削は実施されていなかったにもかかわらず、契約書内の特記仕様書に、表土掘削は「実施済みである」と記載されていた。これは、たとえ意図的ではなかったにせよ、結果的には、虚偽の記載がなされていたということになる。

今後は、契約の前提となる重要な事項について、他の所管課から文化財課へ確実に情報を伝えること（情報の伝達）と、文化財課のほうからも情報を確認すること（情報の確認）の徹底が必要と考える。

**【措置の状況】**

①関係課と発掘調査業務実施に際しての事前の協議、調整を行ったうえで、特記仕様書への記載を行い、双方で記載内容を確認することとしました。

関係課との事前協議、調整については、関係課から発掘調査業務の委嘱を受ける段階及び発掘調査業務実施計画を策定する段階で現地状況の確認や関係工事工程計画の確認を怠りなく実施し、発掘調査業務着手直前まで関係課と定期的な連絡会を開催して関係工事の進捗に関する双方向の情報共有を行います。

②関係課に対し、調査の状況を随時報告するとともに、終了時には速やかに業務報告を行うことを徹底することとしました。(歴史文化課)

(18) <三保松原ガイダンスブース観光案内・管理業務>前金払いの適用について [歴史文化課]

**【指摘事項】**

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

**【措置の状況】**

(3) 【措置の状況】と同じ。(歴史文化課)

- (19) <三保松原ガイダンスベース観光案内・管理業務>人件費単価の割り増しについて  
[歴史文化課]

**【指摘事項】**

現状からすると、人件費の単価を高めに設定することの合理性は乏しいと考えられる。県が公表している単価に、市が独自の上乗せをして、それを積算上の単価とするのであれば、市民が納得できるレベルでの合理的な説明が必要である。また、人件費の単価を高めに設定した根拠等について、積算書には明示されていない。仮に単価を高めに設定するとしても、積算金額の計算過程において、その根拠等を明確にしておく必要があると考える。

市のマニュアルによれば、「参考見積書を基に」行うこととなっている。しかし、この業務は新規の業務でありながら、参考見積書の徴取を行うこともなく、積算価格の算定が行われている。

市のルールにしたがった事務手続を行う必要がある。

**【措置の状況】**

人件費の設計単価については、適用すべき業務の単価表（平成 26 年度静岡県建設資材等単価表 業務委託等技術者 第 2 期）により設計することとしました。その単価表が適用できない場合には、その理由を明確にするとともに、採用する単価については見積書を徴取し、単価を決定します。（歴史文化課）

- (20) <中勘助文学記念館管理運営業務>事業の成果測定について [文化振興課]

**【指摘事項】**

現状の「入館者数」には、巡回に来た市の職員、委託先の役員、茅葺屋根の葺き替え工事担当者も含まれているが、一般的には、「入館者」として取り扱われないものである。事業の成果として、工事担当者のように職務で訪れた人員を含めて、A評価とするのは適切ではないと考える。

事業の成果測定は、純粋な「入館者数」によって行うべきである。

**【措置の状況】**

平成 26 年度における事業の成果測定は、純粋な「入館者数」によって行うこととしました。（文化振興課）

- (21) <中勘助文学記念館管理運営業務>委託の理由の具体性について [文化振興課]

**【指摘事項】**

業務を委託する理由として、何がどのように「効率的」なのかについて、具体的には記載されていない。【見積参加者が1者である理由】には、具体的な記載があるが、委託の理由には十分な記載がなかった。

委託の理由についても、より具体的に記載する必要がある。

#### 【措置の状況】

平成27年度においては、委託理由を「当該施設は、中勘助の業績の顕彰と市民に文化活動の場を提供するため整備されたものである。この目的を達成するための事業運営と施設の管理とを円滑に実施するのは業務委託が効率的であるため。」とより具体的に記載しました。(文化振興課)

(22) <静岡市生涯学習センター、女性会館及び南部勤労者福祉センター使用料徴収事務委託>前金払いの適用について [生涯学習推進課]

#### 【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

#### 【措置の状況】

(3) 【措置の状況】と同じ。(生涯学習推進課)

(23) <生涯学習センター社会教育事業企画運営業務>委託の理由の未記載について [生涯学習推進課]

#### 【指摘事項】

委託業務実施問い合わせには、委託の理由が記載されていない。

委託の理由は、外部委託を行う妥当性を判断するのに重要な事項であるため、適切に記載することが必要である。

#### 【措置の状況】

これまで別途委託契約を結んでいた本業務は、事業の合理的かつ効果的な運用の見直しに伴い、平成26年度以降、指定管理事業に含まれたことから、平成25年度をもって事業終了しました。(生涯学習推進課)

(24) <生涯学習センター社会教育事業企画運営業務>前金払いの適用について〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

これまで別途委託契約を結んでいた本業務は、事業の合理的かつ効果的な運用の見直しに伴い、平成 26 年度以降、指定管理事業に含まれたことから、平成 25 年度をもって事業終了しました。(生涯学習推進課)

(25) <静岡市岡生涯学習交流館生涯学習事業企画運営業務委託>委託の理由の未記載について〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

委託業務実施伺いには、委託の理由が記載されていない。

委託の理由は、外部委託を行う妥当性を判断するのに重要な事項であるため、適切に記載することが必要である。

【措置の状況】

これまで当該施設の建替えに伴い別途委託契約を結んでいた本業務は、平成 26 年度以降、指定管理事業に含まれたことから、平成 25 年度をもって終了しました。(生涯学習推進課)

(26) <静岡市岡生涯学習交流館生涯学習事業企画運営業務委託>事業報告の内容について〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

日常業務のメインは、仕様書上の「(3) 市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関するここと、(4) 生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関するこ」と関連する業務であり、相当の時間を要していることがわかる。しかし、仕様書上で提出が義務付けられている事業報告書と事業日誌には、仕様書 (3)、(4) についての業務報告は行われていない。

事業報告書の様式の見直しを行い、具体的にどのような業務を行っているかを報告させることによって、翌年度以降の事業改善につなげるという、P D C A サイクルの確立に努める必要があると考える。

#### 【措置の状況】

これまで当該施設の建替えに伴い別途委託契約を結んでいた本業務は、平成 26 年度以降、指定管理事業として契約しています。指摘事項を踏まえ、年度報告ではその他の指定管理施設と同様に、人材の育成に関することや情報の収集提供などを事業報告書に含めるよう指導し、翌年度以降の事業改善につなげていきます。(生涯学習推進課)

(27) <静岡市霊園管理業務委託>契約書別紙編纂もれ [戸籍管理課]

#### 【指摘事項】

編纂された契約書内には「別記様式」が綴じられていなかった。契約書で「別記様式」と定めている以上、適切に編纂しておく必要がある。

#### 【措置の状況】

契約書の綴じ込み前に「別記様式」の有無をチェックし、綴じ込み後に主担当者以外の者がダブルチェックを行う様、事務手順を改めました。(戸籍管理課)

(28) <静岡市民ギャラリー運営等業務委託他 4 業務>委託の理由の具体性について [文化振興課、スポーツ振興課]

#### 【指摘事項】

すでに記載済のもの以外でも、生活文化局の委託契約には、業務を外部へ委託する理由として「効率的なため」と書かれているだけで、何がどのように「効率的」なのかについては、具体的に記載されていないものが散見された。現状の記載では、具体性に乏しいと言わざるを得ない。

委託の理由については、より具体的に記載する必要がある。

#### 【措置の状況】

平成 27 年度においては、委託理由を「本業務は、美術作品の展示会などの場を提供し、市民の芸術文化の向上を図るため実施するものであり、施設の運営及び利用率向上のための事業展開を効果的・効率的に行う必要があるため、一体的に委託するものである。」とより具体的に記載しました。(文化振興課)

平成 27 年度に委託する事業については、「委託の理由」の記載内容を見直し、具体的に記載することとした。例えば、「静岡市体育館及び総合運動場使用料徴収業務」の

委託理由については、下記のとおり記載した。

「当該施設は指定管理者が管理・運営しており、使用料徴収業務と受付業務を同時にを行うことで応対時間を短縮でき、利用者へのサービス向上と人件費の抑制ができるため、市が直接実施するよりも、他の者へ委託し、実施させる方が効率的である。」（スポーツ振興課）

(29) <静岡市手話奉仕員養成講座（入門課程）業務>事業の効果について [障害者福祉課]

#### 【指摘事項】

市が委託している講座では、定員が 150 名から 80 名へと大幅に減少しており、静岡市で登録される手話通訳者は、年に数名しかいないという状況である。この登録者数からすると、手話通訳者の人手不足を解消できる状況ではなく、事業の効果は大きいとはいえない。

まずは、「手話奉仕員養成講座」の受講者数を増やすため、市の P R を積極的に強化する具体的な方法を検討し、実施していくことが必要である。また、「手話奉仕員養成講座」については、民間市場に委ねることも検討すべきと考える。最終的には、静岡市に登録される手話通訳者の増加につながるよう、市の具体的な取り組み方法を再度検討しておくことが必要と考える。

#### 【措置の状況】

##### ○「手話奉仕員養成講座」の受講者数向上策について

静岡市手話奉仕員養成講座は、本監査の対象となった翌年度の平成 26 年度から、厚生労働省カリキュラムに準拠したテキストの改訂により、平成 25 年度まで「入門課程」「基礎課程」と分割して 2 年間で実施していた講座を、両課程を 1 年で実施する方法に見直しました。これにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格を得られるまでの最低学習期間は 5 年から 4 年に短縮されました。1 年間で見れば講座定員は 150 名から 80 名と減少していますが、将来手話通訳者を目指す方が両課程を短い期間で集中して学習できる点で受講者の意欲の維持・向上が見込まれ、「登録手話通訳者数の増加」につながるものと考えています。

平成 27 年度の手話奉仕員養成講座受講生募集は、当課及び各福祉事務所障害者支援課、各生涯学習施設、図書館、静岡市社会福祉協議会各センター等に配架箇所を増やすとともに、市広報紙及び市ホームページへ募集記事を掲載したところ、定員 80 人に対し、75%に当たる 60 名の応募がありました。（講座定員に対する応募者数 平成 25 年度 58%、26 年度 71%）今後も引き続き受講生募集の周知に努めています。

また、奉仕員養成講座受講生に対して登録手話通訳者の活動を紹介するなどし、

次のステップである「手話通訳者養成講座」の受講を引き続き促していきます。

○「手話奉仕員養成講座」の民間市場活用について

県内在住者が登録手話通訳者となるために受験する全国手話通訳者統一試験の受験資格は、「手話奉仕員養成講座」及び「手話通訳者養成講座」を修了することにより得られるが、両講座は障害者総合支援法に基づき厚生労働省の作成したカリキュラムに沿って自治体が実施するものであること、また、同講座の講師は、国が主催する講師養成研修を受講した聴覚障害者及び手話通訳者に限られていることから、民間で実施された類似する講座の受講者を、自治体主催の講座受講者と同等に取り扱うことができません。

本市の手話奉仕員養成講座は、委託業者のほか市内の関係団体の協力のもと、受講申し込みや講師との連絡調整などを含む講座運営を実施しているが、専門的な知識、技術、経験等を有する講師陣との連携や、マンツーマン、グループ学習といった形式による手話技術のほか、ろうあ者への理解、共生のための認識等の習得が重要となるため、受託者の選定には引き続き慎重に取り組んでいきます。(障害者福祉課)

(30) <静岡地区放置自転車等移送業務>業務仕様書と積算の整合性について [交通政策課]

【指摘事項】

①移送班の業務時間について

移送班の業務時間について、業務仕様書では6時間とする記載がありながら、積算書では8時間として人件費を計算しているため、整合性がとれていないように見受けられる。

業務仕様書の記載内容を業務の実態を反映したものへと改めることにより、積算との整合性を図る必要があると考える。

②補助員の人件費について

業務仕様書では、業務時間を定めている補助員について、積算上は、人件費を計上していないため、両者の整合性がとれていない状態となっている。

環境公社から、補助員の見積人数、実績報告等の情報を入手し、積算への反映や業務の管理に役立てることが必要と考える。

【措置の状況】

移送班の業務時間については、午前9時から午後4時までを現場活動時間とし、それ以外の時間については現場活動時間外として仕様書を修正しました。

補助員については、見積書を参考に移送班、補助員と分けた積算を実施しました。(交通政策課)

(31) <道路パトロール管理業務>不測の事態への対応について [道路保全課]

**【指摘事項】**

現状では、「施設等管理支援技術者」の資格を有する者は、市の職員には1人もなく、静岡市内に1人しかいないため、不測の事態が生じた場合には、代わりとなる者がいない状況にある。

所管課の姿勢として、技術職員の増員などの環境変化を待つだけではなく、市の職員による資格保有も視野に入れ、職員の育成について、むしろ積極的に取り組んでいくことが必要と考える。

**【措置の状況】**

建設局におきましては、研修会への派遣など、これまで道路維持管理に関する職員の育成に取り組んできたところではありますが、今後は道路保全課でも職員に対し、維持管理における認識を深めてもらう機会を積極的に設けていきます。

詳細は、トンネル点検、橋梁点検と言った道路ストックの老朽化に対する研修を、民間の専門家を招き、年4回、「座学」、「実地」で実施します。(道路保全課)

(32) <平成17年度包括外部監査の措置状況について>積算金額の算定方法について [市民自治推進課]

**【指摘事項】**

現状の積算は、予算額という結論先にありきの積算となってしまっている。積算価格の算定方法を見直し、合理的な算定方法へ変更する必要がある。

**【措置の状況】**

平成27年度契約分から、積算項目から、作業スペースを削除するなど、合理的な積算方法に改めました。(市民自治推進課)

(33) <平成17年度包括外部監査の措置状況について>収入印紙の貼付もれについて [産業政策課]

**【指摘事項】**

この変更契約書には、収入印紙が貼付されておらず、印紙税法に違反する状態となっていた。変更契約書における印紙税法の取り扱いについて、周知徹底する必要があると考える。

### **【措置の状況】**

収入印紙を貼付していない変更契約書を受領し、業者側に収入印紙を貼付した変更契約書がある状態になっていました。今回の指摘を受けて、速やかに変更契約書の取り換えを行いました。(産業政策課)

- (34) <平成 17 年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について①再委託の承認 [福祉総務課]

### **【指摘事項】**

この業務では、再委託の承認の審査、決裁さえも行われていない。所管課からの回答を見ると、市の定めたルールを理解していないことがわかる。市のルールの理解、市のルールにしたがった運用が求められる。

### **【措置の状況】**

課内で指摘文書とマニュアルを供覧し、再委託を承認する際の一連の事務手続について、市の定めたルールをマニュアルを利用して確認し、市の定めたルールにしたがって処理するよう各係長から係内の職員に周知しました。(福祉総務課)

- (35) <平成 17 年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について②再委託承認書の交付 [道路計画課]

### **【指摘事項】**

市の定める事務手続にしたがい、受託者に対し、「再委託承認書」の交付を行う必要がある。

### **【措置の状況】**

平成 27 年度の委託業務においては、市の定める事務手続に従い、適正に事務を実施しています。

委託契約等における再委託の適正な執行について、改めて課内周知を図りました。  
(道路計画課)

- (36) <平成 17 年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について③再委託契約書の入手 [行政管理課他 3 課]

### **【指摘事項】**

所管課は、標準書式による契約書を使用し、再委託契約書の入手、その内容確認を行う必要がある。

### **【措置の状況】**

再委託を認める委託業務の契約書作成においては、市が再委託を認める場合の「契約書の規定」(標準書式)を使用することの理解徹底を図り、再委託が行なわれた場合、当該契約書写しの入手及び内容確認の必要性等、本市の委託業務全般のルールを再確認し、ルールに沿った委託契約を締結しました。(行政管理課他3課)

(37) <平成17年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について④「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の入手 [公営競技事務所他9課]

**【指摘事項】**

市の定めたルールにしたがい、再委託先からも「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の書類を入手する必要がある。

**【措置の状況】**

委託業務受託業者に対し、再委託先においても「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の書類を作成し提出を徹底するよう指導しました。

今後も適正な事務の執行を図っていきます。(公営競技事務所他9課)